

岩手県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (臨時又は非常勤の職員の休暇) 第3条 30日を超え <u>4箇月</u> 以内の期間を定めて任用する臨時職員の休暇は、前条の職員の例による。ただし、年次休暇の付与日数は、別に定めるところによる。 2・3 [略] | (臨時又は非常勤の職員の休暇) 第3条 30日を超え <u>6箇月</u> 以内の期間を定めて任用する臨時職員の休暇は、前条の職員の例による。ただし、年次休暇の付与日数は、別に定めるところによる。 2・3 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。